

第6章 別紙

ブロック塀等の安全確保に関する経過措置について

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 31 年 1 月 1 日施行)に伴い新設された、国土交通省所管の防災・安全交付金(基幹事業)「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の実施要件が「地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路沿道等」とされたことについて、本計画における経過措置を以下のとおりとする。

○避難路沿道等

本計画に位置付ける「ブロック塀等の安全確保に関する事業」の対象となる避難路沿道等は、さいたま市地域防災計画に定める避難所等に直接通じる建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項及び第 2 項に規定する道路及び市長が認める公園等とする。

ただし、私道については通り抜けの形態にあるものに限る。